

はじめに



食品は、私たちの生命や健康の維持・増進に欠くことのできないものであり、食品の安全に対する県民の皆様
の関心はますます高まっています。

こうした中、本県では、食品の安全・安心の確保を最も重要な課題の一つと捉え、関係者が相互に連携し、生産から製造・加工、流通、消費に至る食品の安全確保を目的として、平成15年3月に「広島県食品の安全に関する基本方針」、平成16年3月に「広島県食品の安全に関する推進プラン」を策定し、これらを統合させた「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」を平成27年3月に策定いたしました。

これらに基づき、行政、生産者、事業者、消費者がそれぞれの立場において、安全確保などの取組を進めた結果、食中毒事件数が減少するなど、県内を流通する食品に対する信頼の確保に、一定の評価を得ています。

一方で、近年の食品流通の広域化に伴い、広域かつ大規模な食中毒事件の発生や違反食品等の流通拡大が懸念されており、また、直近の県政世論調査によると、輸入食品や残留農薬、食品添加物の安全性に対する消費者の不安意識は依然として残っています。

このような課題に対応するため、「安全」と「安心」という視点から施策を区分し、「安全な食品の提供」の領域は「衛生管理」、「危機管理」、 「安心感の醸成」の領域は「食品表示」、「リスクコミュニケーション」を取組の柱として設定し、具体的な数値目標を掲げた「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」に改正しました。

県といたしましては、新しい「基本方針及び推進プラン」を着実に実行するとともに、取組の状況を確認するための指標を毎年度点検しながら、食品の安全・安心確保対策を推進し、安全な食品を安心して食べることができる社会づくりに努めてまいります。

令和3年3月

広島県知事 湯崎英彦

